

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	資金決済法等改正案をめぐる国会論議
著者 / 所属	寺島 滉希 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	448 号
刊行日	2022-7-29
頁	84-93
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220729.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

資金決済法等改正案をめぐる国会論議

寺島 滉希

(財政金融委員会調査室)

1. 本改正案の概要
2. 国会における主な議論
3. 今後の課題

令和4年3月4日、政府は「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第47号。以下「本改正案」という。)を第208回国会(常会)に提出した。本改正案は、金融審議会資金決済ワーキング・グループ¹の報告²(以下「WG報告」という。)等³を基に取りまとめられたものである。

本改正案は、衆参両院において全会一致で可決され、令和4年6月3日に成立した(令和4年法律第61号)。施行期日は、公布の日(同年6月10日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

本稿では、本改正案の国会での主な議論を紹介する⁴。

1. 本改正案の概要

本改正案は、①海外におけるいわゆるステーブルコインの発行・流通の増加、②銀行等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下「マネロン等」という。)対策のための取引フィルタリング・取引モニタリング⁵(以下「取引フィルタリング等」という。)

¹ 令和3年9月、麻生金融担当大臣(当時)による「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際的な要請やデジタル化の進展等を踏まえ、安定的かつ効率的な資金決済に関する制度のあり方について検討を行うこと」との諮問を受け、金融審議会に設置され、計5回にわたり開催された。

² 「金融審議会資金決済ワーキング・グループ報告」(令和4年1月11日)

³ 令和3年7月に設置された「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」の中間論点整理(令和3年11月17日)は、ステーブルコインについて早急に制度的な対応を行う必要があるという認識を示すとともに、資金決済ワーキング・グループにおいて制度的な論点についての更なる議論がなされることを期待するとした。

⁴ 本改正案の提出の経緯等については、渡邊将史「ステーブルコインに対する規制を始めとするマネロン等対策—資金決済法等改正案の概要及び論点—」『立法と調査』第445号(令和4年4月28日)を参照。

⁵ 金融庁総合政策局「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)」(令和3年3月26日策定、令和4年3月30日改訂)では、取引フィルタリングを「取引前やリストが更新された場合

の更なる実効性向上の必要性の高まり、③高額で価値の電子的な移転が可能な前払式支払手段の広がり等を踏まえ、安定的かつ効率的な資金決済制度を構築するため、資金決済に関する法律等の一部を改正するものである。

具体的には、①送金・決済手段となるステーブルコインを電子決済手段として定義し、その仲介者となる電子決済手段等取引業等を創設すること、②複数の金融機関の委託を受けて、取引フィルタリング等を業として行う為替取引分析業を創設すること、③高額電子移転可能型前払式支払手段をマネロン等対策の対象に加えること等の対応を行うこととしている。

（１）電子決済手段等への対応

ステーブルコインとは、一般的に、価格変動が少なく安定的（ステーブル）になるように設計されたデジタルマネーや暗号資産を指す。ＦＳＢ⁶（金融安定理事会）の勧告⁷では、「明確な定義は存在しないが、一般的には、特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術⁸（又はこれと類似の技術）を用いているもの」と定義されている。

「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号）（以下「資金決済法」という。）上、ステーブルコインは、価値を安定させる仕組みの違いにより、デジタルマネー類似型⁹、暗号資産型¹⁰に分類できる¹¹。デジタルマネー類似型ステーブルコインの発行・償還は為替取引に該当し、銀行業免許又は資金移動業登録が求められる。本改正案では、デジタルマネー類似型ステーブルコインを「電子決済手段¹²」と位置付け、銀行及び資金移動業者に加え、一定の要件を満たした信託会社についても、電子決済手段の発行者になることを可能にすることとしている。

また、これまでのデジタルマネーに関する我が国の法制度では、発行者が責任を負う形でのサービス提供が想定されていた。そのため、現在、米国等で発行・流通しているステー

等に、反社会的勢力や制裁対象等のリストとの照合等を通じて、反社会的勢力や制裁対象者等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法」（改訂版12頁）と定義している。また、取引モニタリングを「過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法」（同70頁）と定義している。

⁶ Financial Stability Boardの略。ＦＳＢは、平成11（1999）年に設立された金融安定化フォーラム（ＦＳＦ）を強化・拡大する形で平成21（2009）年4月に設立された。令和3（2021）年12月31日現在、主要25か国・地域の中央銀行、財務省、金融監督当局に加え、ＩＭＦ、世界銀行、国際決済銀行、ＯＥＣＤ等の国際機関の代表が参加し、金融システムの脆弱性への対応や金融システムの安定を担う当局間の協調の促進に向けた活動等を行っている。

⁷ ＦＳＢ『「グローバル・ステーブルコイン」の規制・監督・監視－最終報告とハイレベルな勧告』（令和2（2020）年10月13日）

⁸ 分散台帳とは、「権限、責任等が異なる参加者が共通の台帳を保有し、プロセスがいつ実行されたかという情報が、特定又は不特定の者の間での合意の下で、その台帳に記録される」ものであり（前掲脚注3の中間論点整理2頁）、ブロックチェーン技術が分散台帳技術の典型例とされている。

⁹ 法定通貨の価値と連動した価格（例：1コイン＝1円）で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの等。

¹⁰ デジタルマネー類似型以外のアルゴリズムで価値の安定を試みるもの等。

¹¹ ＷＧ報告17頁

¹² 資金決済法上、電子決済手段は通貨建資産に限られるのに対し、暗号資産の定義から通貨建資産に該当するものは除かれる（改正資金決済法第2条第5項第1号及び第14項第1号）。

ブルコインのような発行者と仲介者が分離したスキームに対する適用関係が明確でないことが指摘されていた¹³。これを受け、本改正案では、発行者と利用者の間に立つ仲介者となる「電子決済手段等取引業」等¹⁴を創設し、登録制¹⁵を導入することとしている。仲介者への規制については、取引実態等が類似する暗号資産交換業の規制を参考に、業務に関する規定¹⁶や検査・監督規定¹⁷を設け、業務運営の質の確保を図ることとしている。

（２）銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応

金融機関におけるマネロン等対策については、為替取引等に関し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）（以下「犯収法」という。）において、取引時確認や疑わしい取引の届出などの履行義務等が課されている。また、「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号）においては、同法に基づく許可等を受けているかどうかの確認や本人確認の履行義務等が課されている。

こうした義務の履行に向けた中核的な業務である取引フィルタリング等については、高度化・効率化を図ることが喫緊の課題であると指摘されていた¹⁸。また、中小規模の銀行等を中心に、システムの整備や人材の確保等の面で課題があることも踏まえ、一般社団法人全国銀行協会において、取引フィルタリング等の共同化に向けた検討が進められている。

以上を踏まえ、本改正案では、複数の金融機関等の委託を受けて、為替取引に関する取引フィルタリング等を行う「為替取引分析業」を創設することとし、許可制¹⁹の下、当局による検査・監督等²⁰を及ぼすことで、業務運営の質の確保を図ることとしている。

（３）高額電子移転可能型前払式支払手段への対応

前払式支払手段については、原則として利用者に対する払戻しが行えないこと等も背景として、犯収法上の取引時確認や疑わしい取引の届出などの履行義務は課されていない。また、制度創設当初は電子的な移転等のサービス提供を想定したものではなかった。しかし、近年は、電子的な譲渡・移転が可能な「電子移転可能型」の前払式支払手段が利用されるようになった。オンラインのプラットフォームや国際ブランドのクレジットカード決済基盤を活用すること等により、広範な店舗で多種多様な財・サービスの支払に利用できる前払式支払手段も利用されるようになっており、その機能は現金に接近している²¹。

¹³ WG報告16頁

¹⁴ 電子決済手段の発行者に応じて、仲介者は異なる業となる。具体的には、資金移動業者や信託会社が発行者となる場合は資金決済法上の電子決済手段等取引業者が、銀行等が発行者となる場合は銀行法（昭和56年法律第59号）上の電子決済等取扱業者がそれぞれ仲介者となる。ただし、信託銀行が信託受益権を用いる仕組みで発行した場合は、電子決済手段等取引業者が仲介者となる。

¹⁵ 参入要件として、一定の財産的基礎、業務を適正かつ確実に遂行できる体制等が求められる。

¹⁶ 利用者への情報提供、体制整備義務等。

¹⁷ 報告、資料の提出命令、立入検査、業務改善命令等。

¹⁸ WG報告2頁

¹⁹ 参入要件として、一定の財産的基礎、業務を適正かつ確実に遂行できる体制等が求められる。

²⁰ 報告、資料の提出命令、立入検査、業務改善命令等の監督規定が設けられている。また、業務の運営に当たっては、情報の適切な管理、体制整備義務等の規定が設けられている。

²¹ WG報告36～37頁

以上を踏まえ、本改正案では、マネロン等対策上特にリスクが高い、高額な価値の電子の移転が可能である前払式支払手段を「高額電子移転可能型前払式支払手段」と位置付けている。その発行者に対しては、業務実施計画の届出を求めるほか、犯収法上の特定事業者として、取引時の本人確認等を求めることとしている。

2. 国会における主な議論

(1) 電子決済手段等への対応

ア 電子決済手段（デジタルマネー類似型ステーブルコイン）の位置付け

(ア) ステーブルコインのリスク

ステーブルコインのリスク等を示した米国の報告書を踏まえ、金融庁が認識するステーブルコインのリスクについて問われた。これに対し同庁は、①償還請求権の確保を始めとする利用者に対するリスク、②マネー・ロンダリングに対するリスク、③金融システムに対するリスク²²があると認識している旨述べた²³。

(イ) 本改正案の対象となるステーブルコインの範囲

本改正案では、ステーブルコインのうちデジタルマネー類似型は規制の対象とする一方、暗号資産型は規制の対象としていない。その理由について金融庁は、デジタルマネー類似型は、既存のデジタルマネーと同様に、送金・決済手段として社会で幅広く使用されることを踏まえ、規制の対象としているが、暗号資産型はそのようなものとは性格が異なるため、暗号資産交換業としての規律を適用する旨答弁した。あわせて、将来的に広く送金・決済手段として利用されるような暗号資産型ステーブルコインが出現した場合、内閣府令で当該ステーブルコインを指定し、デジタルマネー類似型と同様の規律を及ぼすことが可能である旨述べた²⁴。

(ウ) 既存のデジタルマネーとデジタルマネー類似型ステーブルコインとの差異

既存のデジタルマネーとデジタルマネー類似型ステーブルコインとの差異について質疑があった。金融庁は、既存のデジタルマネーは発行者である銀行等が発行から利用者へのサービス提供まで一体的に行うものである一方、デジタルマネー類似型ステーブルコインは発行者と仲介者が分離した形でサービス提供を行うことが一般的となっている旨答弁した²⁵。

イ 電子決済手段の仲介者への規制

(ア) ステーブルコインへの規制のメリット

発行者と仲介者を分離して規制するメリットについて金融庁は、ステーブルコインに関する制度上の取扱いが明確化されることで、利用者にとっては、適切な利用者保護の下、利便性のある決済サービスが利用可能になるとした。発行者や仲介者にとっては、分散台帳技術を活用した新たな決済サービスの提供が可能になる旨述べた²⁶。

²² 従来、金融機関の中で生じていた信用創造が、それ以外の領域で増殖する懸念が指摘された。

²³ 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第18号7頁（令4.5.13）

²⁴ 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第18号16頁（令4.5.13）

²⁵ 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第18号20頁（令4.5.13）

²⁶ 第208回国会参議院財政金融委員会議録第15号（令4.6.2）

（イ）登録制を導入する趣旨

本改正案では、電子決済手段の仲介者について、届出制ではなく登録制を導入することとしている。その趣旨について黄川田内閣府副大臣は、顧客の保有する電子決済手段の管理上、顧客資産の流出等により利用者に被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、不適切な事業者の参入を事前に防止し、利用者を保護する観点から、暗号資産交換業者と同様に登録制とする旨答弁した²⁷。

（ウ）発行者が仲介者としての業務を行うことができる特例を設ける理由

本改正案では、電子決済手段の発行者が一定の要件を満たした場合、自ら発行した電子決済手段について、登録を受けることなく仲介者としての業務を行うことができる旨の特例²⁸が設けられている。その理由について金融庁は、既存のデジタルマネーに関する規制においては発行者と仲介者の分離を前提とせず、発行者が仲介できることを踏まえ、業者の事務上の便利を図る観点から、一定の登録拒否事由に該当しない場合には、届出で仲介者としての業務を行うことができるようにする旨答弁した²⁹。

（エ）電子決済手段等取引業等への参入要件の具体的内容

本改正案では、電子決済手段等取引業等への参入要件として、「一定の財産的基礎」や「業務を適正かつ確実に遂行できる体制」を定めている。この具体的内容に関し金融庁は、財産的基礎については、今後内閣府令で定めるとしつつ、暗号資産交換業の例やWG報告の趣旨等を踏まえ検討していくとした。また、業務を適正かつ確実に遂行できる体制については、利用者財産を確実に管理できる体制、犯収法に基づく本人確認義務等が確実に遂行される体制を想定しているとした³⁰。

（オ）金銭の預託を原則禁止とする理由

電子決済手段は基本的に価格変動が想定されず、常に価格変動する暗号資産等のように利用者に機動的な売買機会を確保する必要性は高くないことから、本改正案では、電子決済手段の仲介者について、利用者から金銭の預託を受けることを原則として禁止することとしている³¹。これに対し一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会は、海外発行ステーブルコインを投資対象とする裁定取引³²では、仲介者に対する金銭の預託を前提とした機動的な売買が求められることなどから、金銭の預託を受けることを原則として禁止することに賛同しかねるとしていた³³。

この点について、暗号資産がかつて決済手段として注目されたものの、投機・投資の対象としての色彩が強くなってしまった経緯を踏まえ、電子決済手段についても投機・

²⁷ 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第18号1頁（令4.5.13）

²⁸ 改正資金決済法第62条の8

²⁹ 第208回国会参議院財政金融委員会議録第15号（令4.6.2）

³⁰ 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第18号2頁（令4.5.13）

³¹ 改正資金決済法第62条の13

³² 同一の証券、通貨、商品が二つ以上の市場で取引されているとき、その価格差から利益を得ることをいう（ジョン・ダウズ、ジョーダン・エリオット・グッドマン（西村信勝ほか訳）『バロンズ金融用語辞典第7版』（日経BP社、平成21年）46頁）。

³³ 一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会『「金融審議会 資金決済ワーキング・グループ報告」を踏まえた電子の支払手段（ステーブルコイン）に関する規律のあり方に対する提言』（令和4年1月19日）10頁

投資の対象となってしまうのではないかと懸念が示された。これに対し金融庁は、WG報告において、電子的支払手段³⁴は社会で幅広く使用される電子的な送金・決済手段としての機能を果たし得るものであり、投資対象ではなく決済手段であるとされているため、今般の法改正では送金・決済手段としての規律を設けている旨答弁した³⁵。

さらに、鈴木金融担当大臣は、仲介者が利用者から金銭の預託を受けることを原則禁止するとした上で、利用者保護等の観点から問題がない場合、例外的に内閣府令で定めることにより金銭の預託が認められる枠組みである旨述べた。その具体的内容については、原則禁止の趣旨に反することがないよう、今後、内閣府令を整備する過程で丁寧に検討していくとした³⁶。

（カ）利用者保護に資するための仲介者に対する規制の内容

利用者保護に資するための仲介者に対する規制の内容について質疑があった。これに対し金融庁は、①サービスの利用者が銀行などの他の事業者と誤認しないよう説明した上で、取り扱う電子決済手段の内容や手数料等の契約内容について情報提供を行うこと、②利用者から預かった電子決済手段を分別管理すること、③利用者に損害が生じた場合における賠償責任の所在の明確化のために発行者との間で契約締結を行うことを規定するとした。その上で、具体的な中身については、関係者の意見も聴きながら内閣府令、ガイドラインなどによって定める旨答弁した³⁷。

ウ 発行者の破綻時における利用者資産の保護

デジタルマネー類似型ステーブルコインの発行主体が破綻した場合における、利用者資産の保護について質疑があった。金融庁は、発行者が①銀行の場合は預金保険制度に基づき、②資金移動業者の場合は供託によって、③信託会社の場合は信託により利用者資産を倒産隔離することで、それぞれ利用者保護がなされる旨答弁した。また、こうした枠組みは、発行者のみがサービス提供主体となる既存のデジタルマネーと、発行者と仲介者が分離した形でサービスが提供されるデジタルマネー類似型ステーブルコインとで変わることがない旨述べた³⁸。

エ 利用者保護とイノベーションの両立に向けた規制の在り方

利用者保護とイノベーションの両立に向けた規制の在り方について問われた。鈴木金融担当大臣は、「利用者保護やマネロン対策等の確保とイノベーションの促進による利便性の高いサービスの実現、この二つについて両立させていくことが重要」であるとした。その上で、規制がイノベーションを阻害していないか、あるいは利用者保護に支障が生じるおそれはないかチェックする必要性について述べた。また、適切な行政判断を行う上で、海外のビジネス動向や規制、監督に関する国際的な議論を把握することも重

³⁴ WG報告では、電子的支払手段について、送金・決済サービスにおける活用との機能に着目し、「資金決済法の『通貨建資産』のうち不特定の者に対する送金・決済に利用することができるもの（電子的方法により記録され、電子情報処理組織を用いて移転することができるものに限る）」と整理している（WG報告20頁）。

³⁵ 第208回国会参議院財政金融委員会会議録第15号（令4.6.2）

³⁶ 第208回国会参議院財政金融委員会会議録第15号（令4.6.2）

³⁷ 第208回国会参議院財政金融委員会会議録第15号（令4.6.2）

³⁸ 第208回国会衆議院財務金融委員会会議録第18号20～21頁（令4.5.13）

要であり、金融庁として、こうした議論に積極的に参加、貢献するなど取組を行っている旨答弁した³⁹。

オ ユーザーに対する説明・情報提供の必要性

（ア）仲介者に課される義務

複雑化する電子的支払手段等のキャッシュレス決済手段について、それらの法的根拠の違いや利用者保護制度の周知に関する懸念が示された。これを踏まえ、発行者や仲介者が利用者に対し法的根拠の違いを通知する義務の有無について質疑があった。金融庁は、仲介者に課される利用者保護の措置の一環として、利用者が仲介者を銀行と誤認することを防止するための説明を行うことを義務づける旨答弁した⁴⁰。

（イ）金融庁が情報発信する必要性

新たに導入されるキャッシュレス決済手段等について、金融庁が分かりやすく国民に説明していく必要性について質疑があった。金融庁は、デジタルマネー類似型ステーブルコインに対しては送金・決済手段としての規律を設ける旨述べた上で、分かりにくい点については、説明責任を果たすなど、業者とも十分に連携していく旨答弁した⁴¹。

カ ステーブルコインをめぐるその他の論点

（ア）海外発行のステーブルコイン

海外で発行されているステーブルコインの取扱いの可否等について質疑があった。金融庁は、広く送金・決済手段として利用されることが想定されるステーブルコインについて、利用者の資産が適切に管理され、仮に発行者が破綻した場合には利用者が円滑に償還を受けられることが重要であるとした。これを踏まえ、仲介者が取り扱うことのできる海外のステーブルコインの具体的な要件については、今後内閣府令等で定めるとしつつ、現時点では、国内において発行者の拠点が設置されるとともに、資産保全がなされることが必要と考えている旨答弁した。また、今後の諸外国における規制監督体制の整備状況や実務も踏まえ、どのような場合に、本改正案で整備される枠組みと同水準の利用者保護が確保されると評価できるのかについて検討する必要がある旨述べた⁴²。

（イ）外国通貨建てステーブルコイン

外国通貨建てのステーブルコインが為替変動を利用した金融商品として利用される場合、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金商法」という。）の対象となるのかが問われた。金融庁は、通貨の価格変動などによって電子決済手段の価格も変動するおそれがあるとして、外貨建ての電子決済手段を売買する電子決済手段等取引業者については、金商法を準用し、利用者への説明義務や適合性の原則⁴³といった規定が適用される旨答弁した⁴⁴。

³⁹ 第208回国会参議院財政金融委員会会議録第15号（令4.6.2）

⁴⁰ 第208回国会衆議院財務金融委員会会議録第18号21頁（令4.5.13）

⁴¹ 第208回国会衆議院財務金融委員会会議録第18号22頁（令4.5.13）

⁴² 第208回国会衆議院財務金融委員会会議録第18号16頁（令4.5.13）

⁴³ 顧客の知識、経験、財産の状況等に照らして不適当と認められる勧誘を行ってはならないこと（黒沼悦郎『金融商品取引法入門＜第8版＞』（日経BP社、令和3年）202頁）。

⁴⁴ 第208回国会衆議院財務金融委員会会議録第18号21～22頁（令4.5.13）

（ウ）パーミッションレス型の分散台帳を活用したステーブルコイン

パーミッションレス型の分散台帳⁴⁵については、システム全体に責任を負う者が不明確であることや、当局の監督下にある金融機関等による本人確認を経ないP2P（Peer to Peer）⁴⁶取引によるマネロン等対策上の課題等が存在することが指摘されている⁴⁷。

金融庁は、電子決済手段の仲介者には、利用者保護又は業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を取り扱わないよう、内閣府令により求めることを想定しているとした。また、仲介者が取り扱う電子決済手段は、①システムの安全性・強靱性等に加えて、権利移転に関する明確なルールがあるか、②マネロン等対応への要請に応えられるか、③破綻などの問題が生じた場合に取引の巻き戻しや損失の補償等を通じて利用者の権利が保護されるかといった点が考慮される必要があるとの認識を示した。以上を踏まえ、パーミッションレス型の分散台帳を活用したステーブルコインの国内での取扱いについては、その適否を個別具体的に判断することを想定している旨答弁した⁴⁸。

（２）銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応

ア 銀行等による取引モニタリング等の共同化の意義

金融機関がマネロン等対策を共同化するメリットについて問われた。金融庁は、各金融機関の知見・ノウハウが集約されること等によって、業界全体としてマネロン等対策の高度化・効率化が図られ、詐欺などの犯罪の未然防止、犯罪の関与者の捕捉、被害者の損害回復といった点で利用者保護につながる旨答弁した⁴⁹。

この点、鈴木金融担当大臣は、業界全体としてマネロン等対策に取り組むことは、対策の実効性や効率性の向上に大いに資するものであると考えている旨述べた⁵⁰。

イ 為替取引分析業を創設する背景

取引フィルタリング等について、現在、各金融機関自ら行う例や同じ業態の一定の金融機関において共同で行う例がある中、新たに為替取引分析業を創設する理由について問われた。これに対し金融庁は、国際的により高度なマネロン等対策が求められているという事情、共同化を更に一步進めたいという金融機関側の事情がある旨答弁した⁵¹。

ウ 為替取引分析業者への監督体制

為替取引分析業者の監督体制に関する質疑に対し、金融庁は、同業者の業務運営の質を継続的に確保することが極めて重要であるとした。これを踏まえ、同業者の監督体制

⁴⁵ 分散台帳には、ネットワークへの参加に、管理者の許可が必要なパーミッション型の分散台帳のほかに、ネットワークに参加することが誰でも制約なく可能なパーミッションレス型の分散台帳がある。

⁴⁶ 中央サーバが存在せず、参加者の個々のコンピュータが対等の立場でインターネットを通じて、相互に接続し、データを送受信するネットワーク（高橋康文ほか『新・逐条解説資金決済法』（きんざい、令和3年）271～272頁）。

⁴⁷ 前掲脚注3の中間論点整理4頁

⁴⁸ 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第18号17頁（令4.5.13）

⁴⁹ 第208回国会参議院財政金融委員会議録第15号（令4.6.2）

⁵⁰ 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第18号12頁（令4.5.13）

⁵¹ 第208回国会参議院財政金融委員会議録第15号（令4.6.2）

については、許可の申請がなされた段階において、業務を健全に遂行するに足る財産的基礎、業務を適正かつ確実に遂行できる体制が整っているか審査する旨答弁した。あわせて、業務開始後においては、報告、資料の提出命令、検査を通じて、モニタリングを適切に行う旨述べた⁵²。

（３）高額電子移転可能型前払式支払手段への対応

ア 高額電子移転可能型前払式支払手段の範囲

高額電子移転可能型前払式支払手段の範囲とその金額の根拠について問われた。これに対し金融庁は、WG報告において、１回当たりの移転譲渡額が10万円を超えること、１か月当たりの移転譲渡額の累計額が30万円を超えることなどといった水準が示されていることに触れ、具体的な基準は内閣府令で定めるとした。金額の根拠については、10万円を超える現金を持ち込んで銀行送金をする際に犯収法の取引時確認が求められること、前払式支払手段と機能やリスクの面で類似するクレジットカードのうち少額利用のカード限度額⁵³の例が30万円であることを踏まえたものである旨答弁した⁵⁴。

イ マネロン等対策の実効性

高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対する措置によるマネロン等対策の実効性について問われ、金融庁は、本改正案による対応に加え、各発行者による取組状況のモニタリングを通じて、より実効的な対策を促したいと考えている旨答弁した。また、マネロン等対策については、経営陣の関与、理解、リスクの特定、評価、顧客管理の高度化といった課題に金融機関が継続的に取り組むことが重要としつつ、金融庁としても、金融業界と連携しながら、マネロン等対策の高度化に取り組んでいく旨述べた⁵⁵。

３．今後の課題

（１）電子決済手段等への対応

金融のデジタル化の進展を背景として様々な電子的支払手段が登場している中、本改正案によって、電子決済手段への制度的対応が図られた。こうした対応が進む一方で、利用者にとっては、複雑化する電子的支払手段の分類について正確に理解することがより困難になっている。

令和４年５月上旬、価格を安定させるためのアルゴリズムが機能しなくなり、テラUSD（UST）の価格が急落した⁵⁶。USTは「１UST＝１米ドル」に価格を安定させるステーブルコインであり、急落前の時価総額は約2.4兆円（令和４年４月30日時点）と、ステーブルコインの中では３番目に大きいものだった。

アルゴリズムで価値の安定を試みるUSTは、電子決済手段として今般の法改正によっ

⁵² 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第18号２頁（令4.5.13）

⁵³ クレジットカード利用可能枠は、一般に10万円以上から設定され、少額利用のものとして信用力の低い学生向けには30万円程度とする例がある（WG報告46頁）。

⁵⁴ 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第18号２～３頁（令4.5.13）

⁵⁵ 第208回国会衆議院財務金融委員会議録第18号３頁（令4.5.13）

⁵⁶ 『日本経済新聞』（令4.5.13）

て規制される対象とはならない。しかし、U S Tのように急激な価格変動が起こり得る暗号資産型ステーブルコインが、電子決済手段と同一視されることがあれば、資産の保護等に対する不安によって、電子決済手段を用いた金融サービスの普及が阻まれかねない。

そのため、2.（1）オで述べた、仲介者に課される利用者へ説明を行う義務や金融庁の国民に対する説明については、確実な履行や取組の推進が求められる。

令和4年6月6日、令和3年11月以来となる「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」が開催され、利用者保護やマネロン等対策の観点から、パーミッションレス型の分散台帳を活用したステーブルコインへの対応等について議論がなされた。海外発行のステーブルコインの取扱いや電子決済手段等取引業等への参入要件など、今般の法改正を受けて内閣府令等で定めることとされている規制の具体的内容のほか、パーミッションレス型の分散台帳を活用したステーブルコインへの対応等も含め引き続き慎重な検討が必要であろう。

（２）銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応

金融機関等におけるマネロン等対策については、関連業務の効率化と併せて、国民の理解を得ることが必要である。金融機関はマネロン等対策の一環として、利用者に対し取引目的や資産及び収入の状況等について回答を求める場合があり、こうした業務に関する理解が十分でない利用者の存在は、金融機関にとっては負担につながる。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」のフォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）においては、政府広報によるマネロン等対策の周知を徹底して行う旨が示されている。こうした国民の理解促進に向けた取組については、着実な推進が望まれる。

（３）高額電子移転可能型前払式支払手段への対応

電子移転可能型前払式支払手段のうち、番号等の通知により、電子的に価値の移転を行うことができるもの⁵⁷については、番号自体をだまし取り、転売サイト等で現金化するといった不正利用事例が見られる。施行後においても、高額電子移転可能型前払式支払手段の1回当たりのチャージ額等の基準を下回る額を繰り返し購入させることで、規制の網をすり抜け、だまし取るような事例も考えられる。高額電子移転可能型前払式支払手段の範囲については、実態に即した適切な規制水準を探り、不断に見直していく必要がある。

（てらしま こうき）

⁵⁷ 電子ギフト券等、発行者が管理する仕組みの外で前払式支払手段である番号等の通知により、電子的に価値を移転することが可能な前払式支払手段を、WG報告では「番号通知型（狭義）」と整理している。